

令和 7 年 8 月 29 日
永和監査法人
代表社員 荒川 栄一

「監査法人の組織的な運営に関する原則」への対応状況

平成 29 年 3 月 31 日に金融庁より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。その後、令和 4 年 5 月の「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」やこれに伴う関連政府令を受け、令和 5 年 3 月 24 日に改定されております。

本原則は、当初「大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されている」とされておりましたが、令和 5 年 3 月の改定により、「すべての監査法人を対象とした原則」とされております。

同原則は 5 つの原則として、監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、組織運営の透明性の確保を求めるものであり、社会からの信頼性の維持・向上に資するものであります。本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されており、その内容には、中小規模監査法人に対しそのまま適用することにそぐわない項目も含まれています。

当監査法人は、無限連帯責任を負う全社員により構成される社員会により法人全体を運営している中小規模監査法人ではありますが、同原則の採用を当監査法人のガバナンスのさらなる向上の契機と捉え、同原則の趣旨を踏まえ実効的な組織運営の実現と監査品質の持続的向上に取り組むことといたしました。

以下に現時点での当監査法人における同原則への対応状況についてご説明いたします。

【監査法人が果たすべき役割】

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人は、高品質な監査の提供を通して社会・資本市場の発展に貢献するために被監査会社の業務と事業環境を十分に理解しリスクに対応した深度ある監査を実施することを経営理念に定め、代表社員以下全社員及び専門要員が取り組んでおります。

【組織体制】

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

同原則に対応しております。

監査法人のガバナンス・コードは、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されたものです。当監査法人は社員の構成員が少ないため、社員会を定期的かつ随時に開催することが可能です。したがって当監査法人では社員会が全般的・実効的な経営機能を発揮しておりますので、大手監査法人のような社員会のほかに理事会等重疊的な経営機関を設けておりません。当監査法人では社員以外の専門要員も積極的に発言できる環境整備に努めており、全員参加型の経営を目指しています。また社員の登用にあたっては、監査実務への精通のみならず管理者としての資質も勘案しております。

【組織体制】

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人は、前述したとおり、社員の構成員が少なく、組織運営は比較的シンプルであり、経営の外部の常設機関による経営機能の監視は必要なく、各社員間の相互監督により経営の実効性を確保できていると考えています。しかしながら、当原則に対応すべく、令和5年度より当監査法人の社員に加えて、過去において当法人の社員又は専門要員として関与経験のない、独立した立場である外部アドバイザー（公認会計士）も社員会に陪席しており、第三者の評価機関としての体制が整備されております。当該外部アドバイザーからは、経営機能の実効性について適切なアドバイスを受けており、監査品質の向上に役立てております。

【業務運営】

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

同原則に対応しております。

当監査法人は、品質管理に関する諸制度を整備運用する責任を、社員会のもと品質管理担当社員が担っており、品質管理業務を遂行するにあたっては、品質管理担当社員を中心に、監査の品質の向上に取り組んでおります。

また、当監査法人では日本公認会計士協会が公表した中小監査事務所向けの監査ツールの利用、積極的な経営者及び監査役等とのコミュニケーションの実施、人事評価制度の運用及び日本公認会計士協会の各種専門委員会への参加、法人内外からの情報収集体制の構築、定期的な階層別内部研修の実施等により、これらを監査の品質の向上に活かすよう取り組んでおります。

【透明性の確保】

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組

みに対する内外の評価を活用すべきである。

同原則に対応予定です。

当法人の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供や品質管理システムの状況等について、監査報告書の利用者が適切に評価できるような十分な透明性を確保するため、当法人の会計年度（7月1日から6月30日）を報告対象期間として、当該会計年度の末日から6か月以内に、「監査品質のマネジメント報告書」を公表することとしております。当該報告書は、ホームページにも公表し、全ての関係者が理解できるよう努めます。また、当該報告書を用いて被監査会社へ説明をするほか、新規関与先の受嘱活動の際においても当該資料を用い丁寧に説明することに努めます。その中で得られた有用なアドバイスや知見は当監査法人の組織的な運営の改善に活用します。

以 上